

北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2012 年 6 月 22 日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 060-0006

住所

札幌市中央区北6条西24丁目1-30
YMビル

電話番号 011-644-8988

評価機関名 株式会社 吉岡経営センター

認証番号 北海道 12-005

代表者氏名 吉岡 和守

下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	立石 薫	組織・福祉	0087
	(2)	斉藤 智	組織・福祉	0175
	(3)	常盤 武志	組織・福祉	0088
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	屯田大藤保育園			
運営法人名称	社会福祉法人 大藤福祉会			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2012 年 2 月 1 日	～	2012 年 6 月 22 日	
利用者調査実施時期	年 月 日	～	年 月 日	
訪問調査日	2012 年 3 月 23 日			
評価合議日	2012 年 5 月 11 日			
評価結果報告日	2012 年 6 月 22 日			
評価結果の公表について事業所の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			
※評価結果の公表について事業所が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

株式会社 吉岡経営センター

②事業者情報

名称：社会福祉法人 大藤福祉会	種別： 保育所
理事長氏名：大谷 和彦	定員(利用人数)： 120 名
所在地：〒002-0858 札幌市北区屯田8条7丁目1番1号	Tel 011-775-2511

③事業者の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

●楽しみながら環境意識を芽生えさせている

ご家庭よりペットボトルのキャップを子どもに預け、園内で回収しエコ活動に参画している。単にキャップを回収するだけではなく、2階に上がる階段の踊り場からペットボトルを繋げ、ホース状にしたトンネルをくぐり抜け、1階に設置した回収箱に貯まるよう遊び心と興味を引く企画を実施している。

●保護者の立場を考えた情報提供の実施がされている

保護者がお迎えに来られた際に、玄関近くに設置したホワイトボードに本日の活動内容がわかるよう記載し、その取り組みに対し、保護者から大変好評を得ている。また、本日の活動内容以外に、今月の目標を記載するなど、見える化の取り組みがなされている。

●子どもの発達に応じた保育環境の整備がされている

年齢に応じた玩具が豊富に用意されており、子どもたちは自由にのびのびと好きな遊びが出来るような工夫がされている。遊びながら文字や数字に興味を持てるような知育玩具等も用意され、子どもが自然に文字や数字に興味を持てるような環境を設定している。又、玩具は保護者から寄附されたものを有効に活用するなど物を大切に作る風土も定着されている。

●積極的な地域交流を実施している

地域の小・中学校、高校及びグループホームとの定期的交流を行っている。冬場は近隣の高校生が園庭に雪で大きな滑り台を作ってくれるなど良好な関係を築いている。また、隣接する児童会館と行事を共有することで交流を図り、地域の社会福祉機関としての使命を果たしている。

●園内スペースの有効活用がされている

天井が高く、広々とした園内はとても居心地がよく、子どもの生活環境として最適な雰囲気を出している。園内スペースを有効活用すべく、2階にプールが設置されていたり、2階踊り場から1階に向けて滑り台が設置されているなど、空間を有効活用している。また、子どもの手に届かない所に芳香剤を設置し、匂いのケアにも努めている。

●安全への配慮が行き届いている

手洗い場等の角の尖った部分にクッションガードをあてたり、各部屋のドアに手を挟めないように調整している点等、細やかな気配りがうかがえる。

◇改善を求められる点

●中長期経営計画の明文化が期待される

屯田大藤保育園の経営母体である「社会福祉法人大藤福祉会」は、他に障害児通所支援事業を運営している。現在、法人本部機能を兼ねているが、法人がどのような経営理念を持って運営しているかが明確になっていない。そのため、屯田大藤保育園においても園独自の理念・方針によるのみ運営されている。法人としてその経営理念を明確にし、また、本部機能を確立することによって、その中長期的展望が期待されることである。

保育園の運営においても、法人の中長期計画の中で、保育園としての中長期計画が作成されることを期待したい。

●マニュアルの整備が期待される

感染症マニュアルや衛生管理マニュアル、食中毒マニュアルが未整備のため、迅速なスピードが要求されることを想定し、整備することをお勧めいたします。また、マニュアルに沿った対応が確実に行われるよう、日頃より職員におけるマニュアルの周知やそのための研修の実施等が継続的に確保されることを期待したい。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

この度はありがとうございました。普段の自分達では気が付かないことも、第三者評価を受けることで自分たちの良いところ、また改善すべきことが明確に見えました。これから我々が目指すべき目標や課題、またその手段や方法と取り組み方など、ご指導いただいたことを大変うれしく思います。この評価を活かしつつ、職員一同、より良い保育所運営を志していきたいと思っております。

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 平成 24 年 6 月 22 日

経営主体 (法人名)	社会福祉法人 大藤福祉会		
事業所名 (施設名)	屯田大藤保育園	種別	保育所
所在地	〒 002-0858 札幌市北区屯田8条7丁目1番1号		
電 話	011-775-2511		
F A X	011-775-4333		
E-mail	ohfuji8tonden@gmail.com		
U R L	http://www.ohfuji.ed.jp/		
施設長氏名	大谷 和彦		
調査対応ご担当者	高木 聖子 (副園長)、大谷 在我 (副園長代理)、吉田 (チーフリーダー)		
利用定員	120 名	開設年	平成 16 年 4 月
<p>理念・基本方針： 『育 体 知 心』 「育」 自分のことは自分でできる子ども 「体」 健康で明るく、たくましい子供 「知」 創造性豊かで、やる気のある子ども 「心」 情操豊かで、心やさしい子ども</p> <p>子どもの人権・主体性を尊重し、保護者や地域社会と協力して福祉を積極的に進めると共に、乳児期から幼児期への教育の連続性にも努め、子ども一人ひとりが自己の存在を認め、自信を持って様々なことに取り組める保育の実現を目指す。</p>			
開所時間 (通所施設のみ)	7時00分～19時00分		

【本来事業に併設して行っている事業】

--

【利用者の状況に関する事項】（平成24年 3月31日現在にてご記入ください）

○年齢構成（成人施設の場合（老人福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6ヶ月未満	6ヶ月～1歳3ヶ月未満	1歳3ヶ月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
0名	0名	17名	20名	24名	26名
5歳児	6歳児	合 計			
28名	29名	144名			

○障害等の状況

・身体障害（障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
視覚障害	名	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名	名
合 計	名	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障害（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	名	名

・精神障害（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合 計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育園を除く)

	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間：)

【職員の状況に関する事項】(平成24年 3月23日現在にてご記入ください)

○職員配置の状況

	総数	施設長	事務員	主任指導員	指導員
常勤	23名	1名	0名	0名	0名
非常勤	8名	0名	0名	0名	0名
	主任介護職員	介護職員	保育士	看護職	OT、PT、ST
常勤	0名	0名	20名	0名	0名
非常勤	0名	0名	4名	0名	0名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	0名	0名	1名	0名	1名
非常勤	0名	0名	4名	0名	0名

※高齢者福祉サービスでは「指導員」を「(生活・支援)相談員」と読み替えてください。

※保健師・助産師・準看護師等の看護職は「看護職」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	0名 (0名)
介護福祉士	0名 (0名)
保育士	20名 (4名)
	名 (名)
	名 (名)

(非常勤職員の有資格者数は()に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積	m ²		
(2) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(3) 建築年	昭和	年	
(4) 改築年	平成	年	

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	1,159.11m ²		
(2) 園庭面積	399.80m ²		
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。	(例) 徒歩3分のどんぐり公園(300平米ぐらい)に行つて外遊びを行っている。		
(3) 耐火・耐震構造	耐火	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 建築年	平成	16年	
(5) 改築年	平成	- 年	

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> ・大舎制 <input type="checkbox"/> ・中舎制 <input type="checkbox"/> ・小舎制		
(2) 建物面積	m ²		
(3) 敷地面積	m ²		
(4) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(5) 建築年	昭和	年	
(6) 改築年	平成	年	

【ボランティア等の受け入れに関する事項】

・平成 23 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

約100 人

・ボランティアの業務

- ・北陵高校ボランティア部による絵本の読み聞かせ、自由保育あそび参加
- ・北陵高校合唱部によるミニクリスマスコンサート
- ・北陵高校野球部による冬期園庭雪像づくり 2日間
- ・北陵高校3年生希望者1名 4日間 保育参加
- ・藤女子大学希望者1名 1日間 保育参加

【実習生の受け入れ】

・平成 23 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 _____人

介護福祉士 _____人

その他 6人

【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

- ・登園、降園時に積極的に声かけをし、日常的に会話している。
- ・年2回のクラス懇談会、年1回の個別懇談を実施している。
- ・要望を受け入れるために「投稿箱」（名称：ポケット）を設置している。

【その他特記事項】

評価調査票（保育所用）

事業者名

屯田大藤保育園

(種別： 保育所)

評価基準	判定結果	コメント
I 福祉サービスの基本方針と組織		
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
I-1-(1)-① 理念が明文化されている。	a	当園の保育理念「育体知心」は施設玄関に掲示され、入園のしおりなどにも明記されている。また、父兄にもわかりやすく示されている。
I-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	b	保育理念に基づく基本方針が施設玄関での掲示や入園のしおりなどにおいて明記されている。しかし、事業計画にはその明記はない。事業計画は理念に基づいて各活動に展開されるべきだと考える。
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。		
I-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	a	月案、週案には、保育理念及び基本方針（保育課程）が明記されている。理念及び方針に基づいて月案及び週案が作成されているだけでなく、職員同士で話し合いを行い、毎月の保育テーマを設定している。
I-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a	入園のしおりや入園児の説明には必ず理念、方針が示されている。クラス懇談会においても常に説明を行い周知活動をしている。日常的に、理念は施設玄関にも掲示し、常に周知されている。
I-2 事業計画の策定		
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	c	中長期計画は、明文化され、示すことが重要である。今後の法人の方針を職員や家族に対しても示すことで、将来的な展望や目標の達成に近づくことができると思われる。
I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	c	中長期計画の明示がなければ、年度計画への落とし込みも難しくなる。したがって、中長期計画を策定し、それを実現させるための年度計画の策定を行うべきだと思う。
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	a	事業計画及び年度の保育計画については、全体での会議に基づき作成されている。その会議の中では常に振り返りを行った上で、今後取り組むべきテーマを明確にしたうえで、年度計画が作成されている。
I-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	a	会議の中で振り返り、取り組むべきテーマを設定する中で、十分に話し合われており、十分に周知していることが伺われる。
I-2-(2)-③ 事業計画が利用者に周知されている。	a	事業計画は、園内での掲示をするとともに、園だよりでの周知、クラス懇談会での説明機会をもっている。

評価基準	判定結果	コメント
I-3 管理者の責任とリーダーシップ		
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	a	管理規定において業務に関する分担も明文化されている。職員会議等の全体会議では、管理者としての意向、方針を職員に伝えている。
I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	必要に応じて、自ら研修会などの参加を行っている。しかし、職員に対する定期的な研修は行われていないため、児童福祉法のみならず、園を運営していくために必要な法令等については理解を深めさせることが必要だと思われる。
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	a	職員会議や研修会等で方針、事業計画などを職員に周知するとともに、質の向上に向けた話し合いを積極的に行っている。さらに、グループ法人が経営する他の施設との情報交換や情報共有をしながらサービスの質の向上につなげている。
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	a	経営の効率性や合理性は徹底している。会議の中でも、コストに対する意識の徹底や、予算の考え方を伝達し、決められた範囲内での経営を職員全員が行うよう徹底されている。
II 組織の運営管理		
II-1 経営状況の把握		
II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
II-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a	行政機関はもちろんのこと、他法人や関連団体にも積極的に関与し、情報収集を行っている。
II-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	a	外部の会計顧問先の支援を受けて、経営上の課題解決に取り組んでいる。また、職員会議の場において検討の場を設け、組織的な取り組みを行うことにより課題の設定を行っている。
II-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	a	毎年、会計事務所からの監査を受けており、第三者の目から適正にチェックされている。
II-2 人材の確保・養成		
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a	必要な人材や人員体制については具体的な数字が事業計画に落とし込まれており、必要な有資格職員の配置や人事管理に関する方針が確立されている。
II-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	c	現在実施されていないが、職員の育成を目的に導入を検討すべきである。

評価基準	判定結果	コメント
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	b	個別の話し合いの中で休日の設定や環境づくりを行っている。 有給休暇の計画付与や全体としての仕組作りが期待される。
Ⅱ-2-(2)-② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a	全職員の健康診断はもちろんのこと、退職共済制度を利用した福利厚生事業を実施している。
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	b	基本姿勢を明示し、積極的に職員を外部研修へ参加させるなどの具体的活動を行っている。 しかし、キャリアパスや職員の成長段階は示されていないため、今後はこのようなものを明示し、育成すべきだと考えられる。
Ⅱ-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	b	職員それぞれの役割や経験によって研修を参加させる計画や取組は行われている。 しかし、取組に関しては、個々のキャリアパスに応じたものであるか否かが不明瞭である。今後は職員の育成段階の基準を明確にすべきだと考えられる。
Ⅱ-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	b	個別の研修について、参加者が研修結果報告書を作成し、研修を受講しなかった職員にもフィードバックする体制を整えている。 しかし、次の研修計画に反映するためにも研修を体系化する必要があると考えられる。
Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-① 実習生の受け入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	実習生受け入れマニュアルを整備している。毎年実習生を受け入れ、カリキュラムも明確になっている。
Ⅱ-3 安全管理		
Ⅱ-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a	マニュアルに基づき、緊急時の対応は整備されている。 また、それぞれの緊急時の役割も明確となっており、避難訓練時にもこれにそった対応をしている。
Ⅱ-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保の取組を行っている。	a	火災・地震等の各種災害に対応した規程が準備され、職員会議等での認識合わせも実施されている。また、毎月義務付けとなっている避難訓練を行い、避難訓練時の評価を会議の中で実施している。
Ⅱ-3-(1)-③ 子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	a	利用者の安全確保に関する情報を収集し、職員に対して安全確保、事故防止に関する情報共有や収集した事例を職員参画のもとで発生要因を分析し、未然防止策を検討している。 事故発生時には報告書を作成し、打合せ等で事故報告一覧を活用しクラス内での事故再発防止に努めている。
Ⅱ-4 地域との交流と連携		
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-① 利用者地域とのかかわりを大切にしている。	a	地域の小・中学校及び高校との定期的交流を行っている。 また、隣接する児童会館や地域の老人施設と行事を共有することで交流を図り、地域の社会福祉機関としての使命を果たしている。

評価基準	判定結果	コメント
Ⅱ-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	a	一時預り保育を積極的に行い、地域住民が保育園を利用しやすい場を設けている。また、交流校のホームページに掲載された情報を共有し、園内の掲示板に情報を公示している。 近隣の老人施設との交流スペースとしても活用する場面があり、地域に根ざした取り組みが行われている。
Ⅱ-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a	ボランティアの募集を積極的に受け入れる一方、ボランティア受け入れ時の手順を明確にしており、トラブル等が起きないように工夫している。
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	a	行政や医療機関、子育て相談窓口、警察や消防など、地域の関係機関や社会資源のリストが作成され、閲覧・回覧等の方法で職員間での共有化が計られている。また、地域と育む保育の姿勢を全職員が共有している。
Ⅱ-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	a	行政機関主催の会議へ参加する一方、保育関連だけではなく、積極的に就学・虐待・発達・食育等に関する会議へ参加し、ケース該当の園児への対応にあたっている。また、会議における事項を職員へフィードバックすることで園児への保育活動に活かしている。
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	a	地域からの要望が高い、一時保育の積極的受け入れや障害児対応も行っている。 また、当然に意見箱や常日頃からのご家庭とのコミュニケーションによりニーズ発掘活動を行っている。
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a	法人として、障害児通所支援事業を行うなど、園だけではない活動を行っている。 また、園としても学校機関の教育関与を行っている。
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施		
Ⅲ-1 子ども本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	園内研修において、保育指針の読み合わせをするなどして、職員の意識の中に一人ひとりの子どもを尊重した保育の基本を根づかせる取り組みを行っている。また、実際の保育場面の中でもその保育が理念にかなっているかどうかなどを確認し、現在に至っている。
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a	子ども、保護者のプライバシー保護に関する規程が整備されており、職員への指導が徹底されている。職員は、これらの規程を通して、プライバシー保護の考え方について確認し、園内研修や勉強会を実施している。
Ⅲ-1-(2) 子どもと保護者の満足の向上に務めている。		
Ⅲ-1-(2)-① 子どもと保護者の満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	a	年2回のクラス懇談、年1回の個人懇談を設け、園全体、子どもに関しての保護者の考えを傾聴する時間を設けている。また、懇談会や日頃のコミュニケーションを通して出てきた保護者からの要望に応えるべく、職員間で連携して、迅速な対応を実施している。
Ⅲ-1-(3) 保護者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-① 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a	送迎時に声を掛け合えるよう保育士の配置に配慮している。 「ポケット」という名称でご意見箱を用意し、広く意見収集に努め、意見に対しては迅速に回答し、掲示している。

評価基準	判定結果	コメント
Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	a	苦情受付担当者や第三者委員の設置など、苦情解決体制が整備されている。苦情解決システムについては、園便りで周知するとともに園内の掲示板にて公示し、連絡先を明記することにより保護者への周知に努めている。また、寄せられた意見や苦情の検討結果や対応策は保護者に報告、公表されている。
Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a	定期的にマニュアルをもとに研修を実施している。保護者の送迎時にはコミュニケーションを重視しており、意見や要望に対しては組織として報告、連絡、相談が行われ迅速な対応がなされている。
Ⅲ-2 サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a	保育の質の向上や改善のため、半期に一度、自己評価を行い、年に一度、園長と担当保育士が評価について個別面談を行っている。また、職員会議を通して、定期的にサービス内容の点検・改善のための提案をする機会が設けられている。
Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a	評価に対し、園長、主任で改善策を協議し、会議で全体に周知した上で実行に移している。また、各会議議事録にも記録を残している。
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a	子ども一人ひとりの個性の尊重や、子どもや保護者のプライバシーへの配慮など保育全般に関する標準的な実施方法のマニュアルが文書化され、会議や勉強会で職員に周知されている。また、アレルギーを持っている児童に関してもマニュアルを作成し、掲示により全職員で周知徹底されている。
Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	各会議で家族や職員の意見、提案が反映される仕組みになっているとともに、保育実施状況の確認、検討をし、職員間で意見交換を行っている。また、反省点を次期に活かす流れが整っている。
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a	子ども一人ひとりの発達状況を記した児童票、生活状況、健診記録、保育目標等が書面にて整備されている。また、記録内容にばらつきが生じないように職員に周知されている。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	子ども一人ひとりの記録は、法人の『個人情報保護規程』に基づいて取り扱うこととしている。記録の保管場所と方法、記録管理の責任者、保存と廃棄、情報開示、第三者提供等の方法が明記されている。
Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a	フロア会議、職員会議、発達会議にて内容、課題、対応について報告、検討し、記録もされており十分な情報共有がされている。
Ⅲ-3 サービスの開始・継続		
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a	屯田大藤保育園のしおりにて保育理念、保育内容などの園の特徴を説明し、言葉遣いや写真、図、絵の使用等でわかりやすい内容でまとめられている。また、見学希望者には園内の案内にて説明し、事前見学者に関しては、十分に見学の出来る時間を設定し、個別対応している。また、グループ法人である、学校法人大藤学園にてニーズのある保護者へ同保育園の案内を個別に実施している。

評価基準	判定結果	コメント
Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり保護者等に説明し同意を得ている。	a	入園時には、入園のしおりを用い、細かく説明している。新しい事項の導入に関しては、懇談会等で理解を得られるよう対応している。
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-① 保育所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	保護者了解の下、転園した園児に対し引継書として情報提供している。また、卒園児には、保育園の運動会を招待するなど継続的にコンタクトをとっている。
Ⅲ-4 サービス実施計画の策定		
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a	個々に様式が統一されており、子どもの身体状況や生活状況等の情報に関しては、各会議で計画的にアセスメントが実施され記録されている。
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	a	実施計画作成の基本となる子供の生活状況や身体状況を正確に把握するために、個人記録等定められた様式で詳細にアセスメントが実施され記録されている。
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	各会議において反省、評価をすることで計画に課題が生じた場合は、迅速に見直しを図ることで子ども一人ひとりに対するサービスの質の向上を図っている。
保育所付加基準		
A-1 子どもの発達援助		
1-(1) 発達援助の基本		
A-1-(1)-① 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	a	「育・体・知・心」という保育理念に基づいた年齢別の保育過程が作成されている。定期的な懇談会を実施し、保護者とのコミュニケーションをとることで、ニーズを聞き出している。
A-1-(1)-② 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	a	指導計画には指導のねらい、配慮点をクラス別に設定し、日次、週次、月次で評価反省し、計画に反映させている。
1-(2) 健康管理・食事		
A-1-(2)-① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	b	登所時、体調等の伝達事項は伝達票に記入し、職員間で申し送りをしながら共有している。ルールは徹底されているが、マニュアルが整備が求められる。
A-1-(2)-② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a	健診結果は毎月保護者に配布し、家庭保育で活かされている。また、内科検診を年2回、乳児に関しては年12回と、年齢別に健診回数にも配慮し実施されている。保健便りを隔月で発行し、健康についての理解・関心を促している。検診結果は職員間で共有し、保育に反映させている。

評価基準	判定結果	コメント
A-1-(2)-③ 歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a	年1回、歯科健診を実施し、当日中に口内状態について保護者へ書類で知らせることにより家庭保育で活かされている。結果については健康診断一覧に記入し、全職員で共有することにより園内保育に反映させている。
A-1-(2)-④ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	b	感染症発生時には保健お知らせボードにて保護者に周知している。発生状況を保護者、全職員に通知するルールが確立されているが、感染症発生時に対応できるマニュアルの作成を期待したい。
A-1-(2)-⑤ 食事を楽しむことができる工夫をしている。	a	食育活動カリキュラムが作成されており、各年齢によって作物の栽培を行っている。自分で育てた食物を自分で食べることを楽しむために年間クッキング計画を基に実施されている。また、行事と連動したクッキングにも取り組み、食事の広がりを考えている。
A-1-(2)-⑥ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	a	札幌市の統一献立を基に献立を作成している。毎日主任が検食し、栄養士が喫食・残食量を記録している。また、職員間で給食会議・献立会議を月1回行い、食事の形状等についても検討している。
A-1-(2)-⑦ 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a	毎月献立表を発行し、献立から抜粋したメニューレシポを保護者が自由に持っていけるように展示食の横に常備している。栄養士による0歳児離乳食講習会を行い、クッキング後には給食便りとは別に食育便りを配布し、家庭との連携を図っている。
A-1-(2)-⑧ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a	主治医の指示のもと診断書に従って、除去食を提供している。また、子どもが見たときに、皆と違う食事と直ぐにはわからないような除去食を作り配慮している。保育士と連携し、誤飲・誤食が無いように、除去食にはプレートを付けたり、壁に除去食のスケッチを掲示したりし、チェック体制を整えている。
1-(3) 保育環境		
A-1-(3)-① 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	床暖房や各保育室にエアコンを導入している。園内は消臭に配慮し、子どもの手に届かないところに消臭剤が点在されている。建物自体の作りとして、採光が良く、天井も高いことから圧迫感もなく、居心地の良い環境となっている。また、清掃は保育士の他に業務委託し衛生管理に努めている。
A-1-(3)-② 生活の場に相応しい環境とする取組を行っている。	a	園庭は、芝生面と土面があり、0歳児から就学前の子どもたちが年齢に見合った遊びができるよう配慮している。園庭の傍らには畑もあり、土に触れることが出来る環境も用意している。また、季節に応じ、夏は園内設置のプール、冬は地域の高校生の計らいで園庭に滑り台を作るなど、よい取り組みが行われている。
1-(4) 保育内容		
A-1-(4)-① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようとしている。	a	個人月案・個人目標等の個人記録があり、健康診断一覧表等子どもの発達を総合的に捉えることができる資料を職員間で共有している。打ち合わせ、小会議ではその時々の子どもの様子を伝達し、対応を検討している。また、子ども一人ひとりへの理解を深めるとともに、受容することによって状態に応じた配慮が行われている。
A-1-(4)-② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	a	トイレトレーニングは、身体的に可能になった時期を見極め、家庭と連携をとりながら進めている。午睡に関しては、年齢や体の大きさ、体力に応じて午前寝、夕方寝を行っている。

評価基準	判定結果	コメント
A-1-(4)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	a	ホール（遊戯室）・保育室ともに遊具のコーナーを設置し、子どもたちが自分の意思に基づいて遊びを選択できる状況を整えている。 遊具の種類も静的遊具・動的遊具を混在させ選択の自由を尊重している。また、パズルに関しては作るだけではなく、掲示することで達成感を養っている。
A-1-(4)-④ 身近な自然や社会とかかわれるような取組がなされている。	a	近隣の公園や遊歩道・神社を日々利用し、季節の変化を感じ取れるよう配慮している。園庭の畑での作物の生長を肌で感じ取れるよう観察や草取り、収穫の時間を設けている。 年長児は学校交流、地域交流の他に、買い物体験やサッカー大会を通じた姉妹園との幼稚園交流も行っている。
A-1-(4)-⑤ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	a	0歳児から体系的にリズム遊びを取り入れ、リトミックと併用して表現活動に広がりを持たせられるようにしている。 楽器遊びに関しては、手作り楽器のほかに打楽器、鍵盤楽器等に触れられる機会を設けている。 外部からの体操教育や、年齢別に粘土の材質を変えるなどの誤食防止対策も実施済みである。
A-1-(4)-⑥ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	a	同じ年齢同志の活動を主に据え、年齢にあった活動が展開できている。朝、夕の異年齢交流の他に縦割りでの保育時間も設け、互いに助け合う環境を作り、異年齢関係の交流に配慮している。
A-1-(4)-⑦ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てよう配慮している。	a	保育の中で思いやりの心を育むことや、一人ひとりを尊重することを園児に自然に理解してもらえるよう働きかけている。 職員へは日々実践している人権を大切に活動するよう理解するよう会議等でも働きかけている。 また、自己主張しながらも他の意見に同調・理解できる場面を作れるよう配慮している。
A-1-(4)-⑧ 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けまいよう配慮している。	a	言葉掛けの中で性差別ととられない保育に配慮している。 保育において性別により区別をするようなことはなく、男女の役割を固定化するような表現や遊び方なども行っていない。職員においても固定的な対応をしていないか確認し合っている。
A-1-(4)-⑨ 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	月齢による発達や生活リズムを考慮したうえで、個人月案に反映して計画をたてている。 離乳食、トイレトレーニングなど移行期には家庭と連携をとり無理なく進められるよう配慮している。また、衛生面に配慮し粉ミルクを活用している。 午前睡、夕方睡、午睡時には15分おきに呼吸チェックを行っている。
A-1-(4)-⑩ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	延長保育は常勤の保育士が携わり、出来るだけゆったりとした心情で活動できるよう配慮している。 また、夕食を配慮した捕食を用意し、アレルギー対応食や乳児辅食等通常の食事時間と変らない家庭的な雰囲気を中心掛けている。
A-1-(4)-⑪ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	札幌市子ども未来局と連携をとりながら保育にあたっている。 担当保育士が個別に指導計画をたて、保護者との連携もとりながら、分け隔てない保育に心掛けている。
A-2 子育て支援		
2-(1) 入所児童の保護者の育児支援		
A-2-(1)-① 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	a	年1回の個人懇談の他に個々の状況に合わせた随時の個人懇談も設けている。朝、夕の送迎時には互いの情報を交換しており、未満児は毎日の連絡帳、以上児はホワイトボードで当日の年中活動内容を知らせ、好評を得ている。
A-2-(1)-② 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	a	入園前および入園後においても子ども一人ひとりの健康状態や生活状況、性格や好みなどを記録に残し、個人懇談記録も常備され、情報交換の内容が整備されている。

評価基準	判定結果	コメント
A-2-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	a	園便り、クラス便りのほかに、食に関するお便り（給食便り・食育便り・献立）保健便り、発達便りなど子どもの成長に不可欠な情報を発信し共通理解を得ている。 また、保護者の保育参加など、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。
A-2-(1)-④虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている。	a	朝の視診において、疑いがあると思われる子どもに関しては直ぐに、主任等を通しエスカレーションされる体制が整っている。 虐待以外に関しても、デリケートな要素の孕む問題について、早期対応が取れるよう小会議で、職員全員が周知し、対応されている。
A-2-(1)-⑤虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	a	職員が虐待に関する関連機関の連絡先を把握しており、十分な対応が取れるように対応方法や流れを職員会議等で周知されている。
2-(2)-一時保育		
A-2-(2)-①一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	a	保護者より児童票を提出してもらい、保護者と密に連絡を取ることで安心して過ごせるよう細かく対応されている。 基本的に通常保育の子どもたちと違和感なく一緒に遊べるよう配慮し、慣れるまでは、新入園児同様の気遣いで対応されている。
A-3 安全・事故防止		
3-(1) 安全・事故防止		
A-3-(1)-①調理場、水回りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	a	水回りの衛生管理に関しては、外部の業者に委託しており、衛生管理に関しては外部業者のマニュアルに基づいて行われている。調理場に関しては、栄養士の管理の下、細かなチェックがされている。
A-3-(1)-②食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	b	発生時には速やかに関係機関と連携し、対応できるようになっており、食中毒発生防止の研修会には栄養士が参加し、研修内容が職員内で共有されている。 今後は、マニュアルに基づく研修を実施して職員への対応の周知徹底を図るとともに、より現場に即したマニュアルの作成へとつなげることを期待したい。
A-3-(1)-③事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	a	ヒヤリハットマップを作成し、事前に危険がありそうな箇所が把握されている。 園庭遊具、固定遊具は定期的に点検され、かつ園内の各部屋のドアに指が挟まらないような配慮や手洗い場の角の尖った部分に柔らかいガードをあてるなど、未然に防ぐ意識の高さが見られる。また、事故が起きた場合の体制も整備されている。
A-3-(1)-④事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	b	規程としてのマニュアルは存在するが、職員に周知されていないため、今後は、火災、地震、台風などの災害別に対応できるマニュアルを整備し、研修の実施や更なる意識の向上を期待したい。
A-3-(1)-⑤不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	b	業務手順としてのマニュアルは存在しているが、全職員に対し、等しく周知することが望まれる。園全体の防犯に関しては警備会社に業務委託し、保育園開園時間はビデオにて来園者の映像を残している。また、不審者来園を想定した避難訓練を年に数回行っている。 今後は、職員の役割分担を明確にすることが望まれる。